

第 7 号報告 令和 6 年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案提出課 総務部 財政課

1 報告理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり報告するもの。

2 報告の概要

(1) 健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 3 . 7 2)	— (1 8 . 7 2)	5 . 8 (2 5 . 0)	— (3 5 0 . 0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」で表している。
- 2 括弧内は、本町の早期健全化基準である。

(2) 資金不足比率

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」で表している。
- 2 経営健全化基準は、20％である。

第 8 号報告 令和 6 年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について

議案提出課 教育こども部 教育総務課

1 報告理由

令和 6 年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告書を作成したため。

2 報告の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定により、島本町教育委員会所管事務の令和 6 年度における管理及び執行の状況について点検及び評価を実施したため、町議会に結果を報告するもの。

第 5 3 号 議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案提出課 総合政策部 人事課

1 提案理由

任期満了に伴い、再任するもの。

2 議案の概要

- (1) 氏 名 丸 野 亨
- (2) 住 所 大阪市鶴見区横堤二丁目
- (3) 生 年 月 日 昭和 4 7 年 1 0 月 3 0 日
- (4) 根 拠 法 令 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項
- (5) 新任、再任の別 再任
- (6) 任 期 令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 1 年 9 月 3 0 日まで

第 5 4 号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案提出課 総合政策部 人事課

1 提案理由

任期满了に伴い、再任するもの。

2 議案の概要

- (1) 氏 名 曾 根 由 美
- (2) 住 所 島本町青葉二丁目
- (3) 生 年 月 日 昭和 3 5 年 6 月 1 0 日
- (4) 根 拠 法 令 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の
2 第 2 項
- (5) 新任、再任の別 再任
- (6) 任 期 令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 1 年 9 月 3 0 日まで

第 5 5 号 議案 大字東大寺財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

議案提出課 総務部 総務・債権管理課

1 提案理由

任期満了に伴い、再任し、及び新たに選任するもの。

2 議案の概要

島本町大字部落財産区管理会条例第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を得て選任するもの。

河上圭秀、井上修一、井上隆司、井上幸雄及び井上仁の 5 名を選任。

3 任期

令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 1 年 9 月 3 0 日まで

第 5 6 号議案 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

議案提出課 教育こども部 保育幼稚園課

1 提案理由

乳児等通園支援事業の実施に伴い、児童福祉法第 3 4 条の 1 6 の規定による
同事業の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるため、新たに
条例を制定するもの。

2 議案の概要

(1) 趣旨（第 1 条関係）

条例がどのような事項について規定しているかを規定する。

(2) 定義（第 2 条関係）

条例において使用する用語の定義について規定する。

(3) 基本理念（第 3 条関係）

乳児等通園支援事業の保証されるべき事項や理念について規定する。

(4) 最低基準の向上（第 4 条関係）

町の事業者に対する最低基準を超えた設備及び運営の向上に関する勧告等
について規定する。

(5) 最低基準と乳児等通園支援事業者（第 5 条関係）

事業者における最低基準を超えた設備及び運営の向上について規定する。

(6) 乳児等通園支援事業者の一般原則（第 6 条関係）

利用乳幼児の人権への配慮や地域社会との交流及び連携、事業の評価等
について規定する。

(7) 暴力団の排除（第 7 条関係）

乳児等通園支援事業者は、暴力団関係者であってはならないことを規定す
る。

- (8) 乳児等通園支援事業者と非常災害（第 8 条関係）
非常時に備えた設備の設置や訓練について規定する。
- (9) 安全計画の策定等（第 9 条関係）
事業所における安全に関する事項についての計画について規定する。
- (10) 自動車を運行する場合の所在の確認（第 10 条関係）
送迎や事業所外での保育を実施する場合等における安全管理について規定する。
- (11) 乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件（第 11 条関係）
乳児等通園支援事業に従事する職員の条件について規定する。
- (12) 乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等（第 12 条関係）
乳児等通園支援事業に従事する職員の質の向上について規定する。
- (13) 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準（第 13 条）
乳児等通園支援事業所を他の社会福祉施設等と併設する場合の設備及び職員の兼用及び兼務について規定する。
- (14) 利用乳幼児を平等に取り扱う原則（第 14 条関係）
利用乳幼児に関し差別的取扱いの禁止について規定する。
- (15) 虐待等の防止（第 15 条関係）
利用乳幼児に対する虐待等の禁止について規定する。
- (16) 衛生管理等（第 16 条関係）
利用乳幼児が使用する設備等の適切な衛生管理について規定する。
- (17) 食事（第 17 条関係）
食事の提供を行う場合における調理設備について規定する。
- (18) 乳児等通園支援事業所内部の規程（第 18 条関係）
事業所における運営についての重要事項に関する内規について規定する。
- (19) 乳児等通園支援事業所に備える帳簿（第 19 条関係）
運営及び利用乳幼児に関する情報等の帳簿の整理について規定する。
- (20) 秘密保持等（第 20 条関係）
守秘義務について規定する。
- (21) 苦情への対応（第 21 条関係）

苦情の受付窓口の設置等について規定する。

(22) 乳児等通園支援事業の区分（第 22 条関係）

一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業の区分及び定義について規定する。

(23) 設備の基準（第 23 条関係）

一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備基準について規定する。

(24) 職員（第 24 条関係）

一般型乳児等通園支援事業に従事する職員の基準について規定する。

(25) 乳児等通園支援の内容（第 25 条関係）

乳児等通園支援事業で実施する保育の内容について規定する。

(26) 保護者との連絡（第 26 条関係）

保護者との連携及び内容の理解及び協力について規定する。

(27) 設備及び職員の基準（第 27 条関係）

余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準について規定する。

(28) 準用（第 28 条関係）

一般型乳児等通園支援事業に関する規定の一部の余裕活用型乳児等通園支援事業への準用について規定する。

(29) 電磁的記録（第 29 条関係）

記録等を書面で行うことが想定されている事項を書面に代えて電磁的記録で行うことについて規定する。

(30) 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正（附則関係）

島本町執行機関の附属機関に関する条例別表に規定する子ども・子育て会議の担当事務に係る事項を追加する。

3 施行期日

公布の日

第 57 号議案 島本町立幼稚園設置条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について

議案提出課 教育こども部 保育幼稚園課

1 提案理由

島本町立第一幼稚園の運営方針の変更に伴い一部機能の拡充を行うため、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

(1) 島本町立幼稚園設置条例の一部改正（第 1 条関係）

ア 島本町立第一幼稚園の認可定員を需要に応じた定員となるよう変更を行うもの。（第 2 条関係）

イ 島本町立第一幼稚園の入園資格を拡大し、3 年保育を実施するよう改めるもの。（第 3 条関係）

(2) 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正（第 2 条関係）

ア 島本町立第一幼稚園において実施する預かり保育の時間を延長するとともに、開園時間の延長に伴う預かり保育料について町立保育所と同水準となるよう改めるもの（別表第 2 関係）

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

第 5 8 号議案 令和 7 年度島本町一般会計補正予算（第 4 号）について

議案提出課 総務部 財政課

議案の概要

歳入歳出総額	補正前	16,697,854 千円
	補正後	17,093,649 千円
歳入歳出予算	補正額	395,795 千円

〔歳 入〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
国庫支出金	民生費国庫補助金	171,634	12,870	子ども・子育て支援事業費補助金 3,882 次世代育成支援対策施設整備交付金 8,988
府支出金	総務費府委託金	77,386	68	経済センサス調査区管理委託金
寄附金	民生費寄附金	0	5,000	社会福祉費寄附金
繰入金	介護保険事業特別会計繰入金	375	19,777	前年度介護保険事業特別会計給付費等精算金
	財政調整基金繰入金	1,418,596	88,329	財政調整基金繰入金
諸収入	過年度収入	0	56,886	過年度社会福祉費国庫負担金 467 過年度障害者福祉費国庫負担金 47,802 過年度ひとり親家庭福祉費国庫負担金 51 過年度福祉医療助成費国庫負担金 540 過年度児童福祉費国庫負担金 111 過年度児童手当国庫負担金 1,248 過年度生活保護費国庫負担金 6,076 過年度幼稚園費国庫負担金 242 過年度社会福祉費府負担金 13 過年度ひとり親家庭福祉費府負担金 25

				過年度児童福祉費府負担金 55
				過年度幼稚園費府負担金 256
繰越金	繰越金	0	212,865	純繰越金
歳入合計		16,697,854	395,795	

〔歳 出〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
総務費	一般管理費	621,591	△ 3,661	人件費 △ 3,307 旅費 △ 354
	防災計画費	76,438	201	人件費
	財務会計費	37,442	1,600	セミセルフレジ用機器 1,600
	企画費	1,446	2,673	地方創生臨時交付金返還金
	財政調整基金等積立金	403,716	111,433	財政調整基金積立て(決算剰余金分) 106,433 財政調整基金積立て(社会福祉費寄附金分) 5,000
	諸統計費	24,000	68	人件費 54 統計事務消耗品 14
民生費	社会福祉総務費	198,758	121,103	障害者福祉費国庫負担金返還金 118,904 障害者福祉費府負担金返還金 553 生活困窮者自立支援事業等国庫補助金返還金 564 生活困窮者自立支援事業等国庫負担金返還金 1,082
	国民健康保険費	275,373	113	国民健康保険事業特別会計繰出し
	児童福祉総務費	238,424	89,507	児童福祉費国庫負担金返還金 55,409 児童福祉費府負担金返還金 18,561 児童福祉費国庫補助金返還金 4,087 幼稚園費国庫負担金返還金 7,633

				幼稚園費府負担金返還金	3,817
	ひとり親家庭福祉費	124,343	7,638	ひとり親家庭福祉費国庫補助金返還金	2,828
				児童扶養手当国庫負担金返還金	4,810
	こども家庭費	22,897	22,029	こども家庭課執務室移転業務	193
				こども家庭課執務室改修工事	21,131
				児童福祉費補助金返還金	705
	生活保護総務費	61,363	22,028	生活保護システム使用料	1,490
				生活保護費国庫負担金返還金	16,277
				生活保護費府負担金返還金	4,261
衛生費	保健ヘルス事業費	72,591	37	保健衛生費国庫補助金返還金	
	母子保健事業費	108,952	1,540	児童福祉費国庫補助金返還金	
	予防費	140,153	11,998	保健衛生費国庫補助金返還金	9,244
				保健衛生費国庫負担金返還金	2,754
土木費	都市計画総務費	91,764	602	人件費	
教育費	放課後子ども支援費	227,077	6,886	教育総務費国庫補助金返還金	
歳出合計		16,697,854	395,795		

【人件費の補正】

△2,450千円（報酬 △1,934千円、職員手当 △516千円）

【債務負担行為の補正】

〔追 加〕

○公募型公益活動支援事業補助金

期 間：令和7年度から令和8年度まで

限度額：500千円

○住民集団健診等業務委託

期 間：令和7年度から令和10年度まで

限度額：16,396千円

○乳がん検診業務委託

期 間：令和7年度から令和10年度まで

限度額：7,259千円

○子宮頸がん検診業務委託

期 間：令和7年度から令和10年度まで

限度額：3,267千円

○オンライン学習による英語コミュニケーション能力育成業務委託

期 間：令和7年度から令和8年度まで

限度額：10,509千円

第 5 9 号議案 令和 7 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案提出課 健康福祉部 保険年金課

議案の概要

歳入歳出総額	補正前	3, 200, 927 千円
	補正後	3, 264, 216 千円
歳入歳出予算	補正額	63, 289 千円

〔歳 入〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
繰入金	一般会計繰入金	274, 497	113	職員給与費等繰入金
繰越金	繰越金	0	63, 176	前年度繰越金
歳入合計		3, 200, 927	63, 289	

〔歳 出〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
総務費	徴収総務費	2, 246	113	費用弁償
基金積立金	財政調整基金積立金	304	61, 078	国保財政調整基金積立金
諸支出金	償還金	0	2, 098	保険給付費等交付金償還金
歳出合計		3, 200, 927	63, 289	

【債務負担行為の設定】

○特定健診等業務委託（集団）

期 間：令和 7 年度から令和 1 0 年度まで

限度額：19, 674千円

第60号議案 令和7年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案提出課 健康福祉部 高齢介護課

議案の概要

歳入歳出総額	補正前	3,235,895 千円
	補正後	3,389,986 千円
歳入歳出予算	補正額	154,091 千円

〔歳入〕 (単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
支払基金交付金	介護給付費交付金	810,374	△ 6,006	前年度交付金の精算確定
繰越金	繰越金	0	160,097	前年度繰越金
歳入合計		3,235,895	154,091	

〔歳出〕 (単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
保険給付費	給付準備費	125	115,244	介護保険給付準備基金積立
諸支出金	償還金	0	19,070	前年度国庫負担金償還金 120
				前年度国庫補助金償還金 2,585
				前年度地域支援事業交付金償還金 14,551
				前年度府負担金償還金 176
				前年度府補助金償還金 1,638
	一般会計繰出金	375	19,777	前年度保険給付費等精算金
歳出合計		3,235,895	154,091	

第 6 1 号議案 令和 7 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案提出課 健康福祉部 保険年金課

議案の概要

歳入歳出総額	補正前	675,314 千円
	補正後	786,964 千円
歳入歳出予算	補正額	111,650 千円

〔歳 入〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
繰越金	繰越金	0	111,650	前年度繰越金
歳入合計		675,314	111,650	

〔歳 出〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
後期高齢者医療広域 連合納付金	後期高齢者医療広域 連合納付金	646,171	111,650	保険料等負担金
歳出合計		675,314	111,650	

第 6 2 号議案 令和 7 年度島本町大字桜井財産区特別会計補正予算（第 1 号）

議案提出課 総務部 総務・債権管理課

議案の概要

	歳 入	歳 出
補正前	91,902 千円	4,450 千円
補正後	92,463 千円	4,450 千円
補正額	561 千円	0 千円

〔歳 入〕 （款） 諸収入 (単位：千円)

項	目	補正前	補正額	主な説明
雑入	雑入	0	561	保険料返戻金
歳入合計		91,902	561	

第 6 3 号議案 令和 6 年度島本町水道事業剰余金の処分について

議案提出課 上下水道部 業務課

議案の概要

剰余金の処分

当年度未処分利益剰余金	271,044 千円
利益剰余金処分額	
資本金	117,223 千円
建設改良積立金	119,000 千円
翌年度繰越利益剰余金	34,821 千円

第 6 4 号議案 令和 6 年度島本町下水道事業剰余金の処分について

議案提出課 上下水道部 業務課

議案の概要

剰余金の処分

当年度未処分利益剰余金	485,153 千円
利益剰余金処分額	
資本金	300,000 千円
減債積立金	184,000 千円
翌年度繰越利益剰余金	1,153 千円

第 1 号認定 令和 6 年度島本町一般会計歳入歳出決算

議案提出課 総務部 財政課

認定の概要

歳入総額	17,172,964 千円
歳出総額	16,954,045 千円
歳入歳出差引額	218,919 千円
翌年度へ繰り越すべき財源	6,054 千円
実質収支額	212,865 千円

第 2 号認定 令和 6 年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算

議案提出課 総務部 財政課

認定の概要

歳入総額	1,448 千円
歳出総額	1,448 千円
歳入歳出差引額	0 千円
翌年度へ繰り越すべき財源	0 千円
実質収支額	0 千円

第 3 号認定 令和 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

議案提出課 健康福祉部 保険年金課

認定の概要

歳入総額	3,156,448 千円
歳出総額	3,093,272 千円
歳入歳出差引額	63,176 千円
翌年度へ繰り越すべき財源	0 千円
実質収支額	63,176 千円

一般状況

被保険者数	4,785 人
-------	---------

主要事項

一人当たり年間保険料調定額（介護分・後期分を含む。）

現年度（全体分）	136,466 円
----------	-----------

現年度収納率	全体 96.13%
--------	-----------

一人当たり年間医療費（療養給付費保険者負担分）

全体被保険者	381,765 円
--------	-----------

第 4 号認定 令和 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議案提出課 健康福祉部 保険年金課

認定の概要

歳入総額	707,379 千円
歳出総額	595,729 千円
歳入歳出差引額	111,650 千円
翌年度へ繰り越すべき財源	0 千円
実質収支額	111,650 千円

一般状況

被保険者数	5,240 人
-------	---------

主要事項

一人当たり年間保険料調定額

現年度	107,167 円
現年度収納率	99.74%

第 5 号認定 令和 6 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

議案提出課 健康福祉部 高齢介護課

認定の概要

歳入総額	3,255,385 千円
歳出総額	3,095,288 千円
歳入歳出差引額	160,097 千円
翌年度へ繰り越すべき財源	0 千円
実質収支額	160,097 千円

一般状況

第 1 号被保険者数	9,016 人
------------	---------

主要事項

一人当たり年間保険料調定額

現年度	77,475 円
現年度収納率	99.60%

一人当たり年間保険給付費	317,327 円
--------------	-----------

第 6 号認定 令和 6 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算

議案提出課 上下水道部 業務課

認定の概要

歳入総額	2,189 千円
歳出総額	2,189 千円
歳入歳出差引額	0 千円
翌年度へ繰り越すべき財源	0 千円
実質収支額	0 千円

第 7 号認定～第 11 号認定 令和 6 年度島本町大字財産区特別会計歳入歳出決算（5 件）

議案提出課 総務部 総務・債権管理課

認定の概要

歳入総額	111,367 千円
歳出総額	4,215 千円
歳入歳出差引額	107,152 千円
翌年度へ繰り越すべき財源	0 千円
実質収支額	107,152 千円

（単位：千円）

財産区名	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額
大字山崎財産区	1,453	0	1,453
大字広瀬財産区	6,327	0	6,327
大字桜井財産区	96,463	4,210	92,253
大字東大寺財産区	634	5	629
大字大沢財産区	6,490	0	6,490

第 1 2 号 認定 令和 6 年度 島本町 水道事業 会計決算

議案提出課 上下水道部 業務課

認定の概要

収益的収支

収入総額	734,636 千円
支出総額	588,616 千円
収入支出差引額	146,020 千円

資本的収支

収入総額	163,420 千円
支出総額	478,362 千円
収入支出差引額	△ 314,942 千円

(不足額は、内部留保資金等で補填)

第 13 号認定 令和 6 年度島本町下水道事業会計決算

議案提出課 上下水道部 業務課

認定の概要

収益的収支

収入総額	1,090,389 千円
------	--------------

支出総額	878,645 千円
------	------------

収入支出差引額	211,744 千円
---------	------------

資本的収支

収入総額	529,466 千円
------	------------

支出総額	980,562 千円
------	------------

収入支出差引額	△ 451,096 千円
---------	--------------

(不足額は、内部留保資金等で補填)